

諫早市総合計画審議会条例（平成17年7月29日例第230号）

（設置）

第1条 諫早市総合計画に関し必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、諫早市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の総合計画の策定に関し必要な調査及び審議を行う。

（組織）

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 地域住民組織その他の公共的団体に属する者
- (4) 市職員

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（臨時委員）

第6条 審議会は、必要に応じ、臨時委員を置くことができる。

2 前項の臨時委員は、当該審議事項に関係ある者のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該審議事項の審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会議）

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（資料提出の要求等）

第8条 審議会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、政策振興部において処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年条例第18号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。